破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４４０号
埼玉県比企郡小川町大字小川816番地２
ヴェルデ小川Ａ棟533、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町岩井西２丁目30番地５
レオパレスグランドオープリー106号
破産者　大和　周平
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８６号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目33番６号、前住所東京都立川市一番町６丁目17番地の１　エステート立川一番町９棟103号
破産者　上條真実子
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５６２号
埼玉県ふじみ野市亀久保1694番地44、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保1694番地９
破産者　對馬　勝衛
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８９号
愛知県岡崎市大井野町字カキダ31番地
破産者　柴田　啓悟
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地５―502
破産者　平林　　桂
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８号
山梨県都留市法能559番地
破産者　小池　　潔
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南２条４丁目１番17号
破産者　辻榮　雅裕
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
北海道旭川市永山９条２丁目４番15号
破産者　山田　　明
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
岩手県奥州市江刺区豊田町３丁目14番９号
破産者　高野　孝弘
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第６４号
秋田県北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上73番地１
破産者　辻　　都
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第４２号
富山県高岡市野村1306番地１　レオパレスＥａｓｔ野村106号、前住所佐賀県武雄市山内町大字宮野91番地51
破産者　坂口　貞徳
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２５号
北九州市八幡西区光明２丁目３番１―307号
破産者　藤村　　修
１　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
２　一般調査期日　平成27年５月21日午前11時
平成27年４月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９８７号
大阪府寝屋川市葛原１丁目35番15―101号
破産者　中川　　力
１　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで
２　一般調査期日　平成27年６月22日午前10時30分
平成27年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５号
東京都大田区蒲田４丁目25番５号　プラウドフラット蒲田Ⅱ704、開始決定時の住所愛知県あま市甚目寺大渕８番地１
破産者　水野　守人
１　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
２　一般調査期日　平成27年６月25日午前11時10分
平成27年４月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３７５号
大阪市中央区南船場１丁目９番１号
破産者　株式会社エージィーエステート
１　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
２　一般調査期日　平成27年６月８日午後２時
平成27年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９６号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―310号、前住所大阪府豊中市東豊中町２丁目６番60―301号
破産者　上田　篤司
１　破産債権の届出期間　平成27年５月12日まで
２　一般調査期日　平成27年６月11日午後２時30分
平成27年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８６号
仙台市青葉区愛子東２丁目４番21号
破産者　齋　真左志
免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
平成27年４月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１号
神奈川県小田原市栄町１丁目３番10号
清算株式会社　株式会社弘栄
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

監督命令

平成２７年（再）第３０号
東京都調布市調布ケ丘１丁目31番地８
再生債務者　時崎　照彦
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成27年４月７日
東京地方裁判所民事第20部